

八代市ふるさと納税業務プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は「八代市ふるさと納税業務」について、最適な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案力等の点から選定を行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

八代市ふるさと納税業務委託

（2）業務内容

別添「八代市ふるさと納税業務委託仕様書」のとおり。

（3）業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ ただし、契約締結日から令和8年3月31日までは、業務引継ぎ等の準備期間とし、令和8年4月1日より運用を開始するものとする。

3 予算額（予定価格）

寄附額の7%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を限度額とし、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。上記の予算額（予定価格）には、受託者が返礼品提供事業者に支払う返礼品代金及び配送料は含まない。なお、参考見積が、寄附額の7%を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

①会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続きの適用を申請し

た者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

②民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること

(2) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

(4) 過去3年間(令和4年4月から令和7年3月まで)において、本市または人口10万人以下の他の自治体で、別紙「八代市ふるさと納税業務委託仕様書」に定める「7 業務の概要」と類似の業務を年間通じて受託した実績を1件以上有しており、その受託した自治体の中で、単年度寄附金額30億円以上を有していること。

※ 仕様書に定める業務のうち、一部のみの受託実績では不可とする。

※ 証明書・確認書関係については、申請直前3ヵ月以内に発行されたものであること。

6 選考スケジュール

手続き	日程
(1) 実施要項等の公表	令和7年12月26日(金)
(2) 質問受付期限	令和8年1月9日(金) 午後5時まで
(3) 質問回答	令和8年1月14日(水)
(4) 参加意思表明書提出期限	令和8年1月19日(月) 午後5時まで
(5) 提案書等提出期限	令和8年1月26日(月) 午後5時まで
(6) 一次審査(書類審査)結果通知	令和8年1月28日(水) ※応募が4者以上の場合
(7) 選定審査日(プレゼンテーション)	令和8年2月3日(火)
(8) 審査結果公表	令和8年2月上旬
(9) 契約締結	令和8年2月中旬

7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付方法

仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により下記提出先へ電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

「6 選考スケジュール」のとおり。

（3）質問回答方法及び期限

質問への回答は、「6 選考スケジュール」に定める日時までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本募集要項及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

（4）提出先

八代市経済文化交流部ふるさと納税推進室

Eメール：furusato-y@city.yatsushiro.lg.jp

8 参加意思表明書の提出について

（1）提出期限 「6 選考スケジュール」のとおり。

（2）提出方法 次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限必着とし、配達が証明できる方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

（3）提出先 〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

八代市経済文化交流部ふるさと納税推進室

（4）提出書類

① 参加意思表明書（様式1）

② 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可））

③ 法人の登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可））

④ 納税証明書（直近1年の法人税、消費税（地方消費税）（写し可））

（5）提出部数 1部 ※参加意思表明書の提出がない場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

9 企画提案書等の提出について

（1）提出期限

「6 選考スケジュール」のとおり。

（2）提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達が証明できる方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

（3）提出先 〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

八代市経済文化交流部ふるさと納税推進室

(4) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式2）
- ② 提案者の会社概要・業務責任者の氏名等（様式3）
- ③ ふるさと納税支援業務（類似業務）の実績（様式4）
- ④ スケジュール及び体制（様式5）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 企画提案書本体（任意様式）
- ⑦ 別表の採点基準の項目が確認できるよう、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめて記載すること。

(5) 提出部数

正本：1部（製本・要押印）

副本：9部（押印不要）

(6) その他

応募業者が1者のみであっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施するものとする。

10 失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- （1）実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- （2）実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- （3）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （4）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- （5）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

11 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

優先交渉権者の選定にあたっては、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーションによる審査にて選考する。

(2) 選定委員会について

市は、優先交渉権者を選定するため、八代市ふるさと納税業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(3) 一次審査（書類審査）について

応募事業者が4者以上の場合に、提案書等にて書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）対象事業者3者を選考する。応募事業者が3者以内だった場合は実施しない。一次審査結果については、「6 選考スケジュール」に定める日時までにメールにて通知する。

（4）二次審査（プレゼンテーション）

① 実施日時・場所

令和8年2月3日（火）※予定

※場所等、詳細は別途通知する。

※プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

※プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意する。それ以外の必要機器は応募者が用意すること。

② プrezentation出席者

3名以内とする。

③ 実施時間 45分以内とする（目安：説明30分+質疑応答15分）

1.2 審査結果の通知について

- （1）審査結果については、電子メールで通知する。
- （2）審査結果についての異議申し立ては、受理しない。
- （3）選定に係る経過については、一切公表しない。

1.3 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1.4 参加辞退について 参加意思表明書の提出後、参加辞退を行う場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式6）を提出するものとする。

1.5 留意事項

- （1）プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。提出後の提案書等の修正差し替えはできない。
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加の取消し、契約決定の取消し等を行うことがある。

- （3）企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用することができる。
- （4）提案書に必要な著作権の手続きは、各プロポーザル参加者にて行うものとする。
- （5）提出書類については返却しない。

16 結果の公表 選定結果については、市ホームページ上で公表する。